

主な記事

- ・ブルーカードについて
- ・万引き防止等連絡協議会
- ・自転車関係（ヘルメット）
- ・児童生徒等自立支援教室
- ・ポスター展開催案内



高知市塩田町18-10
保健福祉センター2階
高知市少年補導センター
電話 088-824-6671
FAX 088-824-6816
E-mail kc-200900@city.kochi.lg.jp
発行人 吉川佳余

その名は“ブルーカード”！

ブルーと聞くとマイナスなイメージを思い浮かべる方もいるかもしれません。少年補導センターのブルーカードはそんなことはありません。

巡回中などに、児童生徒のみなさんに当センター職員が渡しているカードです。

誕生、そして…



センター職員 A

※画像はイメージです。

みなさんは、少年補導センターと聞くと、“何か悪いことをしないと関わりを持たない場所”と思われているのではないでしょうか。



↑ブルーカード(表)

〒780-0065 高知市塩田町18-10 保健福祉センター2階

「いつ、どこで、こんな良い行いをしてくれました」などを記入し、子供たちに渡しています。



センター職員 C

※画像はイメージです。

私たちは、日々高知市内のいろいろな場所をパトロールしており、たくさんの子供たちと話をする機会があります。そんな時、補導センターが声かけをした証として何か作りたいという声が上がり、制作するに至りました。

子供たちが良い行いをしてくれた時も、ブルーカードを渡すようにしています。

(例:公園内で散らかったゴミと一緒に片付けてくれた等)



センター職員 B

※画像はイメージです。

みなさんぜひ、ブルーカードをコレクションしてみてね^O^

令和7年度 万引き防止等連絡協議会

令和7年6月20日（金）に「令和7年度万引き防止等連絡協議会」を開催しました。

昨年度から、「万引き防止連絡協議会」を「万引き防止等連絡協議会」に名称変更し、従来の万引き防止の協議に加えて、い集等の迷惑行為などの非行防止についても協議を行っています。

当日は、9事業所11名の方々に参加していただき、学校・関係機関の方々と共にグループ協議を行いました。各事業所からの現状報告では、小学生・中学生の万引きが多く、再犯も多いという傾向にあり、中には発覚していないケースもあるとのことでした。迷惑行為等については、ほとんどの事業所が対応に苦慮しており、店員が注意してもやめない、繰り返し行う、異学職・異年齢の繋がりの集団等でのい集や喫煙といった行為が多く挙げられました。

その後、グループで協議を行い、万引きや迷惑行為等の事後指導や未然防止についての取組や関係機関・事業所との連携について議論しました。どのグループからも、事業所を含めた地域と学校・警察などの関係機関が連携をとることで対応していく想いが話し合われ、今後もそういった取組によって少年の健全育成や少年非行の未然防止に繋げていこうという気運の高まりを感じました。

我々少年補導センターでも、小学校を中心に万引き防止集会や万引き防止授業、非行防止授業を行い、未然防止活動に力を入れています。

子供たちを見守ってくださる皆様には、今後とも少年たちへの声かけをお願いします。

日頃から事業所や地域、学校などが連携し防犯活動を行い、子供も大人も安心して暮らせるまちづくりを目指すことが大切であり、少年補導センターも引き続き万引き防止対策等に取り組んでいきたいと考えております。



第2回定例補導会議

同日開催されました、第2回定例補導会議では、中・義務教育学校、高等学校、各関係機関での情報交換を行いました。窃盗やSNSでのトラブルが増えているため、学校と関係機関等の連携を密にしていくことや、早期発見・早期対応を確認しました。

また、来年度から始まる道路交通法改正による自転車の取締等について学ぶため、「交通」についても協議をし、深めていくことになりました。

少年補導センターとしても、学校と関係機関とのつなぎ役として、日頃の街頭補導や非行防止授業、各種会議などを通して、子供たちの非行や事故を未然に防止する取組を続けていく予定です。

『自転車安全利用五則』 守っていますか？

※ 「自転車安全利用五則」：令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



『命』を守るためにもヘルメットを着用しましょう！

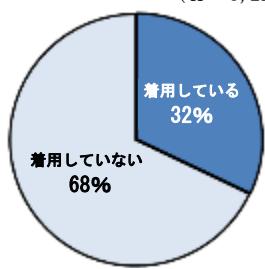
少年補導センターの巡回時、自転車に乗っている多くの小・中・高校生を見かけます。

その際、ヘルメットをきちんと着用していると安心します。

一方で、ヘルメットを着用していない、または、ヘルメットは持っているのに、ハンドルに引っ掛けるなどして運転している姿を見ることもあり、とても心配になります。

大切な自分の命を守るためにも、ヘルメットを着用しましょう。

自転車用ヘルメット所有者のうち
着用している割合と着用していない割合
(n=3,229人)



左は、高知市立中学校・義務教育学校（19校中16校）において、自転車用ヘルメットを所有している生徒のうち、着用している生徒、着用していない生徒の割合を示したものです。

【令和7年5月 高知市中学校校長会調べ】

※ 全ての学校を対象としていませんので、正確な合計数、割合ではありません。また、ヘルメット所有者3,229名には購入予定者も含んでいます。

ヘルメットを着用して自転車に乗りましょう。
所有していない場合は、購入しましょう。



なぜ？

ヘルメットを着用しないといけないの？

- 【改正道路交通法の施行】すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。
- 自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っています。
- 自転車乗用中の交通事故において、ヘルメット未着用者は着用者に比べ、死亡・重傷（頭部負傷に伴う）のリスクが約1.7倍高くなっています。

【警察庁ホームページ「～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～」

[\[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html\]](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html) を参考に記載】

命を守るためにも自転車用ヘルメットを所有し、自転車乗車時に着用しましょう。
ヘルメット購入時には、右の「SGマーク」など、安全性を示すマークが付いている商品を選びましょう！



SGマーク

令和8年4月1日からは「道路交通法の一部を改正する法律」（令和6年法律第34号）が施行され、警察による自転車交通事故を減らすための指導、取締まりが強化されます。

皆さんもこれまで以上に、命を守る行動と交通ルールの遵守を心掛けていきましょう。

* 児童生徒等自立支援教室 *

児童生徒等自立支援教室とは、「遊び・非行型」の不登校児童生徒、学校内外で問題行動等を起こす児童生徒、また既卒者が、学校等への復帰、進学や就職などに対して前向きな気持ちをもって、自分が身に付けなければならないことを学習できる居場所です。少年補導センターの「支援活動」の一つとして、平成18年度から開設し、今年度で20年目を迎えます。

街頭補導の中でセンター職員が少年に声をかけたことがきっかけで、もう一度、学び直してみたいと思ったり、学校や関係機関との連携の中で紹介され、ここでなら学べるかも！！と思ったりして、これまで多くの児童生徒等が通所してくれています。この教室を退所し、自信をもって活躍している児童生徒たちも多くいます。

設置場所：少年補導センター（保健福祉センター2階）

開催日時：月・火・水・木・金曜日（祝祭日は除く）

〔午前〕 9:00～10:15、10:30～11:45

〔午後〕 13:30～14:45、15:00～16:15

「学校の授業についていけない」

「安心できる環境で学習したい」

そんな思いをもつ児童生徒の皆さんを、私たちはあたたかく迎えます。

まずは相談からでも大丈夫です。

お気軽にご相談ください。



第25回 高知市少年非行防止ポスター展のご案内

少年補導センターでは、広報活動の一つとして、毎年、少年非行防止ポスター展を開催しています。

今年度は、11校から573点の作品が寄せられ、特選4点、優秀6点、優良20点、入選35点、佳作61点を選考しました。特選・優秀・優良の作品を、下記の期間・場所で展示します。

非行防止を願う子供たちの思いが込もった作品をぜひご覧ください。

開催期間：12月18日(木)～令和8年1月7日(水)

場 所：オーテピア2階共同楽習スペース



▲令和6年度の展示状況